

鍼灸専門学校の乱立と教育の質の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年七月十六日

谷 博 之

参議院議長 江 田 五 月 殿

鍼灸専門学校の乱立と教育の質の確保に関する質問主意書

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条に基づき、視覚障がい者であるあん摩マツサージ指圧師の生計が維持できるよう晴眼者に対する教育が規制されているが、法律に規定されていないはり師、きゆう師についても従来は同様の規制が行われてきた。ところが一九九八年に「法に定めのない理由による福岡柔道整復専門学校の不指定処分は無効」である旨の地裁判決が出され、行政による裁量的な規制が制限されたことにより、はり師、きゆう師養成施設の新設・増設が相次いだ。その結果、晴眼者の開業が増え、視覚障がい者は経営を継続することさえ困難な状況にある。このため二〇〇〇年から毎年のように、同法第十九条にはり師、きゆう師の規定を加える法改正を求める請願が国会に提出されているところである。とりわけ厚生労働省が認定権を握る、はり師、きゆう師に係る専修学校は、この十年で施設数で一箇所から七十九箇所に、定員で六百三十五人から五千三百九人に急増しているが、その急増した新施設における教育の質が、しっかり確保できていないのではないかとの疑念が生じたので、以下質問する。

一 はり師、きゆう師に係る専修学校の新規開設・定員増に関する認定業務においては、厚生労働省本省はほとんど関知せず、地方厚生局に権限を委ねており、かつその地方厚生局は都道府県に丸投げして、設置

者は都道府県と事前相談、事前審査をしていると承知している。都道府県が受理し、地方厚生局に進達した設置（変更）計画書のうち、地方厚生局が審査した結果、計画書の内容の改善・変更を求めたケースは過去十年間であるか。あればその件数を都道府県毎に明らかにされたい。

二 同様に、都道府県が受理し、地方厚生局に進達した新規開設・定員増に係る申請書のうち、地方厚生局が審査及び実地調査した結果、認定しなかったケースは過去十年間であるか。あればその件数を都道府県毎に明らかにされたい。

三 はり師、きゅう師に係る専修学校の新規開設・定員増に関する認定については、先に述べた国会請願の趣旨も忖度し、その教育の質を確保するために、大学を文部科学省本省が直接認定しているのと同様、厚生労働省本省が主体的に審査に関わり、同時に審査内容を厳格化するべきではないか。

四 はり師、きゅう師に係る専修学校の新規開設にあたり、専任としての調書及び承諾書が提出された教員が仮に週一コマしか授業を持たない上、カリキュラムの策定にも関与せず、他方鍼灸師として開業している、主な収入は鍼灸業から得ており、かつ他校で兼任教員として教えていた場合であっても、これを認めないこととできる、その他の合理的認定基準或いは法令上の根拠はないのではないか。

五 新規開設時に調書及び承諾書が提出された専任教員が、当該地方厚生局の管轄外の地域に所在する専修学校で専任として勤務していないかどうか、当該地方厚生局では調査しているか。

六 新規開設時に調書及び承諾書が提出されていた専任教員が、その後他者に交代した場合、設置者は変更届を出す義務が課されていないことは不適當ではないか。

七 新規開設後一年以内に一回、及びその後は定期的に、学校の同意の下、地方厚生局による立ち入り調査が行われていると承知しているが、その際、定員に応じて定められた専任教員数が充足しているかどうか、どのように調べているのか。講義録や学校日誌、出勤簿を調べるとのことだが、それらの書類上、どのような実態が明らかになれば、その教員が専任ではないと判断するのか。

八 新規開設時に在籍していなかった専任教員については、調書及び承諾書の提出を求めていると聞いているが事実か。もしそれが事実ならば、無資格者や他校他県で専任教員である者による、開設後の「なりすまし」防止策は十分に講じられているのか。

九 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の第四条及び第五条に基づき、地方厚生局が、在職教員の資格の有無や専任かどうかを調べるための書類を提出させた例はあるか。

十 以上で明らかなように、開設後の専修学校の教育の質を確保するための措置は不十分であり、立ち入り調査に法令上の根拠を定めて、在職教員の調書を定期的に提出させるなど、調査内容を厳格化すべきではないか。

十一 現在全国に七十九箇所ある専修学校について、規制緩和後十年を節目とし、教員の資格の有無、専任としての実態について報告を求め、必要に応じて立ち入り調査を行って、教育の質が確保されているのかどうか検証すべきではないか。

右質問する。